

令和3年12月21日

答申第84号

津市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 村田 裕

令和3年11月18日付け津市新ワ第640号で諮問のあった、津市個人情報保護条例第10条の規定に基づく個人情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）について、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

本件外部提供は、現在、実施機関において進められている、新型コロナウイルスワクチン接種予約システム（以下「システム」という。）を用いた、新型コロナウイルスワクチン接種業務（以下「接種業務」という。）のうち、今後予定されている3回目の接種業務に鑑み、システムに必要とされる「ワクチン接種年月日」及び「ワクチン種別」の情報（以下「本件提供情報」という。）をシステム運用事業者提供しようとするものである。

まず、本件提供情報については、前回答申において公益上必要であるとした「接種券番号」及び「生年月日」と同様に「数字の羅列」として提供しようとするものであり、仮にシステムにおいて事故があつて本件提供情報を漏えいさせたとしても、直ちに個人の特定に至るものとは考え難いものである。

また、3回目の接種業務については、これまでの接種業務で用いたシステムにより事務を進めるとのことであり、現時点において、特段トラブル等もなく事務が進められていることから、システムに何ら問題点は認められないと考えられる。

国においてワクチン接種前倒しの議論もある中、実施機関においては、滞りない事務遂行が求められるところであるが、システムを用いた3回目の接種業務を進めるに当たっては、本件提供情報はシステムに必要不可欠なものであり、これらの情報無くしては、3回目の接種業務の適正な遂行に支障が生ずるものと考えられる。

よって、本件外部提供は、公益上必要なものであると考える。